

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則及び平成 20 年文部科学省
告示第 10 号の一部改正案に関するパブリック・コメント（意見公募手続）
の結果について

令和 4 年 8 月 2 9 日
スポーツ庁政策課

「スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則及び平成 20 年文部科学省告示第 10 号の一部改正案」について、令和 4 年 7 月 6 日（水）から令和 4 年 8 月 5 日（金）までの期間、広く国民の皆さまから御意見の募集を行いましたところ、合計 1 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する当省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

なお、パブリック・コメントの対象となる案件についての御意見及び考え方のみを公表させていただいておりますので、御了承下さい。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

整理 番号	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	くじの年間実施回数の引き上げについて、宝くじ（当せん金付証票）には年間発売回数の上限がないことを踏まえ、365 回（閏年においては 366 回）とするか、上限自体を撤廃すべき。	スポーツ振興投票は、スポーツの振興という公益を達成するのに必要な限度において実施されるものであり、今回の改正では、新たに発売する単一試合の結果や競技会の経過又は結果を対象とするくじの実施見込みを勘案し、250 回としています。 なお、実施回数に上限を設けることは、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 6 条に基づいています。